

# 香川県報



号外 2

平成 15 年

11月28日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

●技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (行政企画課) 一

### 教育委員会規則

●最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 三

●公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

●平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則 五

### 人事委員会規則

●最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 七

●平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

●初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 九

●特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 一一

●職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第百一号

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和三十二年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「期限付で又は」を削り、「別に」を、「別に」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

## 技 能 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600
	2	120,600	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800
	3	124,300	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300
	4	128,100	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100
	5	131,900	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800
	6	134,400	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700
	7	138,800	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600
	8	143,300	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300
	9	148,500	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700
	10	154,300	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900
	11	160,200	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900
	12	166,500	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600
再任用職員以外の職員	13	171,100	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000
	14	174,600	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000
	15	177,600	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500
	16	180,300	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200
	17	182,800	240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400
	18	184,800	243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900
	19	186,800	244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600
	20	188,400		294,200	346,300	366,300	403,100	420,100
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100
	23			300,000	353,000	373,800	413,300	
	24			302,000	355,200	376,400	416,700	
	25			303,900	357,600	379,000		
	26			305,700	359,800	381,600		
	27			307,600	362,100			
	28			309,600	364,300			
	29			311,500				
	30			313,400				
	31			315,300				
	32			317,100				
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700

備考 再任用職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

附則

- この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）の給料表の適用を受け者の例による。

教育委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十六号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

（趣旨）

第二条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第五十八号）（附則第二項の規定に基づき、同条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。）（給料月額の切替え）

第二条 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年香川県条例第八号。以下「給与条例」という。）別表第一備考（一）又は別表第二備考（一）の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。  
施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額  
×

その者の施行日の前日における給料月額 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額  
（以下「旧給料月額」という。） 務の級における最高の号給の額  
+ 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額  
施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額  
（期間の通算）

第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与と条例第七条第六項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年十一月二十八日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十七号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十九年香川県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二及び別表第一の三を次のように改める。

## 別表第1の2（第8条の2関係）

高等学校等教育職給料表の適用を  
受ける職員の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3 級	13,000円
4 級	14,100円

## 別表第1の3（第8条の2関係）

中学校及び小学校教育職給料表の  
適用を受ける職員の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、5号給8,599円、6号給8,910円、7号給9,225円、8号給9,558円、9号給9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円
3 級	12,500円
4 級	13,700円

附則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十八号

平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第五十八号。以下「改正条例」という。)附則第四項及び第五項の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第四項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第二条 改正条例附則第四項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤労手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号。以下「給与条例」という。)(第二十四条の三第一項後段又は第二十九条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)(までの期間引き続き在職した職員(平成十五年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤労手当について給与条例第二十四条の三第一項後段、第二十四条の六第一項後段又は第二十九条第五項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)(以外の職員とする。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)の適用を受ける職員

二 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十三年香川県条例第四号)の適用を受ける職員

三 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

四 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。)

五 他の地方公共団体の職員

(新たに職員となつた者の改正条例附則第四項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第三条 改正条例附則第四項第一号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第四項第一号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)(のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第四項第一号の月数の算定)

第四条 改正条例附則第四項第一号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第二条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同

月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次条において「職員給与条例適用者等」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち職員給与条例適用者等として勤務した期間(次項において「特定職員給与条例適用者等期間」という。)を除く。)

二 大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、外国派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年香川県条例第五号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、又は公益法人等派遣期間(職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成十三年香川県条例第四十七号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)

三 停職期間(地方公務員法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)

四 職員の育児休業等に関する条例(平成四年香川県条例第二号)第十条又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年香川県条例第八号)第十五条第三項の規定により給与を減額された期間

五 給与条例第二十七条第一項の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第四項第一号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める月数は、平成十五年四月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(特定職員給与条例適用者等期間のある月)であつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。)

る月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(特定職員給与条例適用者等期間のある月)にあつては、同号に掲げる期間に相当する期間を含む。)(のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(特定職員給与条例適用者等期間のある月)にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額(改正条例附則第四項第一号に規定する合計額に百分の一・〇八を乗じて得た額(第六条において「附則第四項第一号基礎額」という。))に満たないもの

(職員給与条例適用者等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第五条 改正条例附則第五項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第四項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者は、職員給与条例適用者等とする。

2 改正条例附則第五項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第四項の権衡を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、職員給与条例適用者等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調金額に相当する額とする。この場合においては、職員給与条例適用者等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第六条 附則第四項第一号基礎額又は改正条例附則第四項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に必要事項は、教育委員会が定める。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。  
(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の廃止)

2 平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（平成十四年香川県教育委員会規則第三十二号）は、廃止する。

### 人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十七号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第五十六号）附則第二項の規定に基づき、同条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料の切替え等に関する必要な事項を定めるものとする。

（給料月額の切替え）

第二条 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

その者の施行日の前日における給料月額 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

（以下「旧給料月額」という。） 務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

（期間の通算）  
第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初

の職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）第四条第九項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十八号

平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第五十六号。以下「改正条例」という。）附則第四項及び第五項の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する必要な事項を定めるものとする。

（改正条例附則第四項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第二条 改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号。以下「給与条例」という。）第十四条の五第一項後段又は第十六条の二第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（平成十五年六月一日（同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について給与条例第十四条の五第一項後段、第十四条の八第一項後段又は第十六条の二第六項の規定の適用を受けたもの）にあっては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者と

して勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)の適用を受ける職員

二 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十三年香川県条例第四号)の適用を受ける職員

三 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

四 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。)

五 他の地方公共団体の職員

(新たに職員となつた者の改正条例附則第四項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第三条 改正条例附則第四項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第四項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第四項第一号の月数の算定)

第四条 改正条例附則第四項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第二条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次条において「公立学校職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち公立学校職員等として勤務した期間(次項において「特定公立学校職員等期間」という。))を除く。

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、外国派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年香川県条例第五号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、又は公益法人等派遣期間(職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成十三年香川県条例第四十七号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)

三 停職期間(地方公務員法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)

四 職員の育児休業等に関する条例(平成四年香川県条例第二号)第十条又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年香川県条例第九号)第十六条第三項の規定により給与を減額された期間

五 給与条例第十二条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第四項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成十五年四月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。



一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(特定公立学校職員等期間のある月にあっては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間及び大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十條の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)(を含む。))のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(特定公立学校職員等期間のある月にあっては、同号に掲げる期間に相当する期間を含む。)(のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(特定公立学校職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第四項第一号に規定する合計額に百分の一・〇八を乗じて得た額(第六條において「附則第四項第一号基礎額」という。))に満たないもの

(公立学校職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第五條 改正条例附則第五項及び同項の規定により読み替へて適用する改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める者は、公立学校職員等とする。

2 改正条例附則第五項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第五項の規定により読み替へて適用する改正条例附則第四項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、公立学校職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、公立学校職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第六條 附則第四項第一号基礎額又は改正条例附則第四項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第七條 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の廃止)

2 平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則(平成十四年香川県人事委員会規則第二十五号)は、廃止する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十九号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年香川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年 未 満	円 307,900	円 269,300	円 216,700	円 159,600	円 100,400	円 50,200	円 10,000
1年以上2年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	8,000
2年以上3年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	6,000
3年以上4年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	4,000
4年以上5年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	2,000
5年以上6年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	
6年以上7年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	48,400	
7年以上8年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	46,600	
8年以上9年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	44,800	
9年以上10年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	43,000	
10年以上11年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	41,200	
11年以上12年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	39,400	
12年以上13年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	37,600	
13年以上14年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	35,800	
14年以上15年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	34,400	
15年以上16年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	33,000	
16年以上17年未満	303,500	265,300	213,400	157,000	98,800	31,600	
17年以上18年未満	299,100	261,300	210,100	154,400	97,200	30,200	
18年以上19年未満	294,700	257,300	206,800	151,800	95,600	28,800	
19年以上20年未満	290,300	253,300	203,500	149,200	94,000	27,400	
20年以上21年未満	285,900	249,300	200,200	146,600	92,400	26,000	
21年以上22年未満	273,900	239,300	192,900	141,000	89,100	25,400	
22年以上23年未満	261,700	229,200	185,300	135,600	85,400	24,800	
23年以上24年未満	249,800	219,400	178,300	130,000	82,100	23,900	
24年以上25年未満	237,800	209,400	170,800	124,700	78,400	23,200	
25年以上26年未満	225,700	199,400	163,600	119,200	75,100	22,600	
26年以上27年未満	210,600	185,700	152,400	111,400	70,200	22,000	
27年以上28年未満	195,700	172,200	141,800	103,500	65,700	21,400	
28年以上29年未満	180,700	158,700	130,900	95,600	61,200	20,700	
29年以上30年未満	165,500	145,000	119,800	87,800	56,300	20,400	
30年以上31年未満	148,100	130,000	108,200	79,200	51,600	20,000	
31年以上32年未満	130,600	115,000	96,400	70,800	46,500	19,300	
32年以上33年未満	113,400	100,200	84,900	62,100	41,900	18,500	
33年以上34年未満	82,900	75,400	65,400	49,400	33,800	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第二十号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十五年香川県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「（同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年香川県条例第六十七号）第一条の規定による改正後の給与条例（第四条第二項において「平成十四年改正後の給与条例」という。）の規定によるものとした場合の給料の月額（当該各号に定める日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあつては、人事委員会が定める給料の月額）及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 同項中「受けていた給料」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年香川県条例第六十七号）第一条の規定による改正後の給与条例（以下「平成十四年改正後の給与条例」という。）の規定によるものとした場合の給料の月額（当該各号に定める日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあつては、人事委員会が定める給料の月額）」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「受けていた給料」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第五十六号）第一条の規定による改正後の給与条例（以下「平成十五年改正後の給与条例」という。）の規定によるものとした場合の給料の月額（当該各号に定める日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあつては、人事委員会が定める給料の月額）」とする。

第四条第二項中「定める日」の下に「。次項において同じ。」を加え、「（当該異動等の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動等の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料の月額（当該異動等の日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあつては、人事委員会が定める給料の月額）及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 異動等の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けていた給料」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料の月額（当該異動等の日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあつては、人事委員会が定める給料の月額）」とする。

二 異動等の日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた給料」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について平成十五年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料の月額（当該異動等の日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあつては、人事委員会が定める給料の月額）」とする。

附則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

香川県人事委員会規則第二十一号

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年香川県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二十六医療職給料表(一)の項中 「十二号給 十二号給」を「十一号給 十二

号給」に改め、同表短期大学教育職給料表の項中 「十一号給 十四号給」を「

十号給 十四号給」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行の日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十二條又は第二十三條の規定を適用する。